

## 多様な性的指向・性自認に関する三重県条例（仮称）検討会議設置要綱

### （目的）

第1条 多様な性的指向・性自認に関する三重県条例（仮称）の制定について、総合的かつ専門的な見地から意見を聴取するため、条例検討会議（以下「会議」という。）を設置する。

### （所掌事項）

第2条 会議は、多様な性的指向・性自認に関して、当事者等が抱える課題への対応や行政、県民、事業者の役割などについて、専門的な見地や社会の動向、地域の実情などについて意見を述べるものとする。

### （委員）

第3条 会議は、委員8名以内で組織する。

2 会議の委員の任期は、選任の日から令和3年3月31日までとする。

### （座長）

4条 会議には座長を置き、委員の互選により定める。

2 座長は、会議を総理する。

3 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代理する。

### （会議）

第5条 会議は、座長が招集し、これを主宰する。

2 会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。

### （報償費等）

第6条 県は、会議の委員に対し、報償費及び旅費を支給することができる。

2 会議の委員以外の者が会議に出席した場合は、報償費及び旅費を支給することができる。

### （庶務）

第7条 会議の庶務は、環境生活部ダイバーシティ社会推進課において行う。

### （補則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この要綱は、令和2年7月22日から施行する。